



# 不動産取得申告書

〔家屋の新築、増築、  
改築又は公有水面の  
埋立等の原始取得用〕

# 不動産取得税特例控除申告書

年 月 日

兵庫県  
（ 県 民 局 長  
県民センター長 様  
県税事務所）

（ 〒 - ）

住 所

（所在地）

フリガナ

氏 名

（ 名 称 ）

個人番号

（法人番号）

[↓個人番号12桁は左側を1文字空けて記載]

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

電話・携帯 （            ）            番

電子メール

兵庫県税条例第48条の2第4項及び第53条第1項の規定により、次のとおり申告します。

不 動 産 の 概 要	不動産の所在地(家屋の場合)	家屋番号	種 類	構 造	床 面 積 (平方メートル)
					1 階
					1階以外
					計
					1 階
					1階以外
					計
	不動産の所在地(土地の場合)		地 番	地 目	地 積 (平方メートル)
	取 得            年            月            日	取得の原因		用 途	
	建 築            年            月            日	新 築   増 築		1 居住用   2 貸家用	
	着 工            年            月            日	改 築   売 買		3 その他(            )	
	建築価格又は埋立等の価格	その他 (            )		建物の所有の形態	
	円			区 分 所 有	
				非 区 分 所 有	
参考事項	付近の見取図				北 ↑

- 御注意
- 1 家屋を新築し、増築し、又は改築した場合は、その家屋の図面を添付してください。
  - 2 個人番号・法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、県税の賦課徴収に関する事務等を効率的に行うために利用するものであり、それ以外の目的で使用するものではありません。

## 特例適用住宅の特例控除の申告

条例第48条の2第1項（特例適用住宅）の不動産取得税の特例控除の規定が適用されるべきことを申告します。

住宅を取得した者が、当該住宅（以下「新住宅」という。）が一構となるべき住宅等となる住宅（以下「旧住宅」という。）を所有していることの有無	有 無						
<b>有 の 場 合</b> 1 床面積							
<table border="1"><tr><td>新住宅の床面積</td><td>平方メートル</td></tr><tr><td>旧住宅の床面積</td><td>平方メートル</td></tr><tr><td>合 計</td><td>平方メートル</td></tr></table>		新住宅の床面積	平方メートル	旧住宅の床面積	平方メートル	合 計	平方メートル
新住宅の床面積	平方メートル						
旧住宅の床面積	平方メートル						
合 計	平方メートル						
2 旧住宅の固定資産評価額 ..... 円							
3 旧住宅のうち、新住宅の取得の日前1年以内に取得した住宅							
<table border="1"><tr><td>取得年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>床面積</td><td>平方メートル</td></tr><tr><td>課税番号</td><td>年度第 号</td></tr></table>		取得年月日	年 月 日	床面積	平方メートル	課税番号	年度第 号
取得年月日	年 月 日						
床面積	平方メートル						
課税番号	年度第 号						
添付書類							
1 特例適用住宅を新築したことを証明するに足りる書類（建築基準法の規定による確認済証及び検査済証のコピー、登記事項証明書又はこれらに類するもの）							
2 特例適用住宅を購入により取得した場合							
(1) 特例適用住宅を取得したことを証明するに足りる書類（譲渡契約書、建築基準法の規定による確認済証及び検査済証のコピー、登記事項証明書又はこれらに類するもの）							
(2) 特例適用住宅がまだ人の居住の用に供したことがないものであることを証明するに足りる書類							

### 御注意

「特例適用住宅」とは、新築住宅で床面積（一構となるべき住宅の床面積を含む。）が50平方メートル（戸建以外の貸家住宅にあつては、40平方メートル）以上240平方メートル以下（高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅にあつては30平方メートル以上180平方メートル以下）のものをいいます。